



様々な制限がゆるくなり、行動が活発になってきました。  
5月に入り、学校での状況は友達との会話がにぎやかになり、マスク着用者が少し減ってきました。  
一方、「新型コロナウイルス感染症」の罹患者がゼロになったわけではありません。  
石川県は、感染者数が3月末～4月は減少していましたが、5月は少しずつ増えてきています。「インフルエンザ感染症」の罹患者も出てきているようです。  
感染した場合の出席停止期間等についてお知らせします。

## 新型コロナウイルス感染症 : 出席停止措置の取り扱いについて

↓ 内容・留意事項

(文部科学省) 令和5年5月8日施行

### ◆新型コロナウイルス感染症 出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

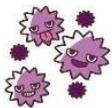
解熱剤を使用せずに、解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

### ◆出席停止解除後：登校する場合

発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をすすめます

### ◆発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合

自宅で休養することが重要あり、無理をして登校しないで療養する



### 学校感染症について

※新型コロナウイルス感染症は、誰にでも罹る可能性があります。  
インフルエンザ同様、自身ができる予防をし、罹患した人を特別視しない配慮をもってほしいと思います。

### ◆インフルエンザ感染症 出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

